

くらしの伝言板

救急出動件数 118件
火災出動件数 5件
119 (令和3年1月～7月末)

人の動き → 4,768人 (-1)
男 2,290人 (-1) / 女 2,478人 (±0)
世帯数 2,094世帯 (±0)
7月末現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

福祉保健課 ☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番

指定難病など各受給者証の有効期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、以下の公費負担医療を対象に、令和3年度に限る対応として、現在ご使用中の受給者証の有効期間を延長します。(※手続きは不要です。)

なお、有効期間延長後の受給者証は交付しませんので、有効期間を読み替えてそのままご使用ください。

1. 有効期間が「令和3年12月31日」まで延長となる受給者証

- 特定医療費（指定難病）受給者証
 - 肝炎治療特別促進事業受給者証
- ※この延長に伴い、例年、7月から受け付けを開始していた各受給者証の更新申請の受け付けを令和3年9月下旬から開始する予定です。

2. 有効期間が「令和4年9月30日」まで延長となる受給者証

- 特定疾患治療研究事業受給者証
- ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業受給者証

■ 留意事項

・住所や氏名、健康保険証、自己負担上限額が下がるなど、記載内容に変更がある場合は、新たに受給者証を発行しますので、北見保健

所で変更申請などを行ってください。
・令和4年（2022年）の更新については、改めてご案内する予定ですが、例年どおり更新申請や診断書などが必要となりますので、ご承知おきください。

■ 問合せ

- ・ 北見保健所健康推進課保健係 (☎ 24-4173)
- ・ 北海道保健福祉部地域保健課難病対策係 (☎ 011-204-5258)

国保と後期高齢者医療からのお知らせ ～交通事故にあったとき～

国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者が交通事故でけがをした場合、本来は加害者が医療費を負担すべきものですが、被害者本人の保険証を使って治療することもできます。その場合は、必ず医療機関に伝えてください。

保険証を使った場合は、後で保険者から加害者に医療費を請求します。

そのため交通事故で保険証を使った場合は、必ず福祉保健課医療給付係に届け出をしてください。

届け出には、被害届・被保険者証・印鑑・交通事故証明書が必要です。示談の前に必ずご相談ください。

- 問合せ 福祉保健課医療給付係

自衛官募集

自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所 (☎ 23-6826)

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(1次)
一般候補生	18歳～33歳未満	9月6日(月)まで	9月16日(木): 北見
自衛官候補生		年間を通じて	男子 9月28日(火)・29日(水) 女子 9月30日(木) : 3日間とも美幌
航空学生(海・空)	18歳～21歳未満	9月9日(木)まで	9月20日(月): 美幌

町民課 ☎ 47-2203 役場1階 窓口1番
税の関係 ☎ 47-2193

町道民税・国保税の納期限は9月30日

町道民税第2期分と国保税第4期分の納期限は、9月30日(木)です。納期限内に忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は、至急納入してください。

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

農林商工課 ☎ 47-2116 役場2階 窓口13番

まずはワンチェック・ワンアクションで農作業安全

秋の農繁期は、例年農作業事故が最も多く発生する時期です。

事故を防止するため、農業者一人一人、また家族などが「声掛け」を行い、一層の事故防止意識を持って、農作業をしましょう。

- トラクターは転倒防止など安全対策を

上下水道課 ☎ 47-2118 役場1階 窓口5番

水道の使用開始と中止の届け出を

営農用などを目的に散水栓を設置されている方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負担していただいています。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に係るものに限ります)も納付することができます。

- と き 9月8日(水)・10月13日(水) 17時30分～20時
- と ころ 町民課窓口

みんなで秋の大掃除

町民憲章の一つに「自然の恵みに感謝し、美しい町をつくりたい」とあり、町では美しいまちづくりの一環として、期間を定めて一斉清掃を実施しています。

みんなで自宅や庭周辺などをきれいにしましょう。

- 一斉清掃期間 9月11日(土)～19日(日)

■ 機械の点検整備、異物除去時はPTO(トラクターと連結する作業機械に動力を送る部分)の回転を止めてから

■ 作業者が複数の場合は、互いに声を掛け合い作業しましょう

■ 低速車マーク・反射テープなどの装着を

■ 運搬中の落下事故防止

この時期、運搬中の農作物、牧草ロール、空コンテナなどの落下事故が見られます。一歩間違えると、大事故につながる恐れがありますので、十分に注意してください。

使用開始および使用中止に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要です。直接役場上下水道課窓口で手続きを行うか、電話での手続きも受け付けていますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行ってください。

転出・転居および使用者変更の場合も届け出が必要ですので、忘れずに行ってください。

- 問合せ 上下水道課業務係